



平成 25 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社多摩川ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 福 永 節 也
(JASDAQ・コード6838)
問合せ先 取 締 役 高 橋 功
電話番号 03-6435-6933

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 1 月 13 日付「当社元代表取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ」で開示した訴訟に関して、平成 25 年 5 月 15 日、下記のとおり訴訟上の和解が成立し解決しましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

橋本昇氏（以下「被告」といいます。）は、平成 19 年 6 月 28 日から平成 21 年 12 月 15 日までの間、当社の取締役の地位にあり、また、平成 19 年 10 月 1 日から平成 21 年 6 月 26 日までの間、当社の代表取締役の地位にありました。被告は在任中、某有限責任事業組合と匿名組合契約を締結し、この匿名組合契約に基づき匿名組合へ 2 億円を出資実行しました。

ところが、この匿名組合は金融商品取引法上の登録が必要とされる場所、その登録をしていなかったため、無登録業者が運営する有限責任事業組合に運用を委ねる結果となり、また漫然と同組合からの運用報告書を受領していたことから、同組合が資金の不正流用を行っていたことを見逃し、その後同組合及び同組合の関係者について破産手続が開始されたことから、上記の出資金の一部が回収不能となり当社に損失が発生しました。

当社は被告の上記行為が取締役の善管注意義務・忠実義務違反を構成するものであると判断し、平成 24 年 1 月 13 日、横浜地方裁判所に対し、当社が被った損害である 2 億円およびこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払いを求める損害賠償請求訴訟の提起をいたしました（なお、その後出資金の一部について破産配当により回収がなされたことから、請求金額の減縮を行っております。）。

上記の争いについて、双方の主張がなされた後、被告側から和解による解決の申し入れがなされ、裁判所からも和解による解決を促されたことから、和解協議を行って参りましたところ、平成 25 年 5 月 15 日、下記 3 の内容にて訴訟上の和解が成立いたしました。

当社としましては、本件訴訟が継続された場合の訴訟費用や時間及び被告の支払能力等を総合的に考慮した結果、下記 3 の内容にて和解をすることにより、早期解決を図ることが合理的であると判断いたしました。

2. 和解の相手方（被告）

当社元代表取締役 橋本 昇氏

3. 和解の内容（概要）

- (1) 被告は、原告に対し、本訴訟に関する損害賠償債務として、本訴請求金額の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、①金500万円を、平成25年5月から平成26年12月まで毎月末日限り金25万円ずつ、また②平成27年1月末日限り(1)の金額から支払済みの金額を控除した金額を、分割して支払う。
- (3) 被告が(2)の金員の支払いを怠り、その額が50万円に達したときは、当然に(2)の期限の利益を失う。
- (4) 被告が(2)①の金員を、期限の利益を失うことなく弁済したときは、原告は、被告に対し、(2)②の金員の支払義務を免除する。
- (5) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (6) 原告及び被告は、原告と被告の間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は各自の負担とする。

4. 今後の見通し

本和解の成立による当社の業績に与える影響は、軽微であります。

以 上